平成２８年（フ）第２０号
三重県四日市市富田栄町45番地１　南号室
債務者　西蔭夫美子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
三重県四日市市石塚町７番36号　ウイスタリア21―202
債務者　庄下　儀博
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
滋賀県東近江市今町279番地33、前住所京都市右京区西京極畔勝町63番地友禅ハイツ711
債務者　吉村　正信
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１１７号
京都市南区西九条島町26番地１　京都ロジュマン島町Ｂ棟307号
債務者　新井仁佃日
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
京都市山科区東野狐藪町７番地８　パークテラス山科106、住民票上の住所京都市山科区勧修寺瀬戸河原町36番地
債務者　石村　康子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地69棟302号
債務者　高山　皐月
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目17番20号　メゾン喜多305
債務者　宮崎　省吾
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目３番17号
債務者　上田　敬子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５７号
奈良市秋篠早月町７番３号　レジデンスアキシノ103号
債務者　荒田　和**徳**（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
鳥取県八頭郡八頭町郡家76番地３
債務者　**石**場　洋通
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
広島県尾道市因島洲江町1161番地１　なぎさ苑Ｄ号室、前住所愛媛県西条市壬生川466番地８
債務者　辻　　操
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第３２４号
佐賀市神野西４丁目11番20号　神野ビル202、前住所兵庫県宝塚市高司１丁目６番１号コーポ高司１―203
債務者　ホルモン桜こと　孫　　道開（通称松村道開）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
佐賀市西田代２丁目５番１号　七島アパート２Ｆ北号室
債務者　園田　美加
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
佐賀市木原１丁目16番25号
債務者　江頭　美香
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
宮崎市神宮東３丁目２―22　ＮＴハイツ101号室、住民票上の住所福井県敦賀市松葉町15番310号
債務者　槙原　唯介
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５６号
宮崎県日南市大字平野8273番地
債務者　長友　真二
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部